

明るい選挙推進機関紙



白ばら

第51号

平成26年3月10日発行

小千谷市選挙管理委員会

小千谷市長選挙の投票日が決まりました

■小千谷市長選挙（平成26年11月28日任期満了）

11月9日(日) 告示

11月16日(日) 投開票

小千谷市の代表者を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

ご存知ですか？インターネット選挙運動

平成25年4月に公職選挙法の一部が改正され、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。選挙運動期間中（告示日・公示日から投票日の前日まで）における候補者に関する情報の充実や有権者の政治参加の促進などが期待されています。



◇インターネットで投票ができるの？

マスコミなどの報道では「ネット選挙」という呼び方をすることがあります。「ネット選挙」と聞くとインターネットを使って投票できるものだと思ってしまう方がいますが、現在の選挙制度では、インターネットを利用して投票することはできません。

◇どんなことができるようになったの？

未成年者など選挙運動が禁止されている人を除いて、ウェブサイト（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど）を利用して、特定の候補者や政党を応援することができるようになりました。

また、政党・候補者は電子メールを使った選挙運動も可能になり、より多くの有権者に政見・政策や選挙活動の様子を知ってもらう機会が増えました。

◇できることとできないこと

できること・できないこと		政党	候補者	一般有権者
ウェブサイトを利用した選挙運動	ホームページ・ブログ	○	○	○
	ツイッター、フェイスブックなどのSNS	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
電子メールを利用した選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用電子メールの転送	○	○	×
	選挙運動用ポスター等の画像を添付した電子メールの送信	○	○	×

◇インターネットを使った選挙運動の注意点は？

ウェブサイトを使って選挙運動をする場合は、誹謗中傷やなりすましを防止するため、利用者の連絡先情報を表示しなければなりません。具体的には、電子メールアドレスや返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名などです。また、政党や候補者は電子メールを使うことができますが、メールを送る際は事前に受信者の同意を得る必要があります。

このように、インターネットを使った選挙運動は解禁されましたが、制限や禁止行為となるものがあります。禁止行為の例は次のとおりです。

インターネット選挙運動のルールを守って、正しく活用しましょう。

◇これらの行為は処罰の対象となります



未成年者の選挙運動

20歳未満の方は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。



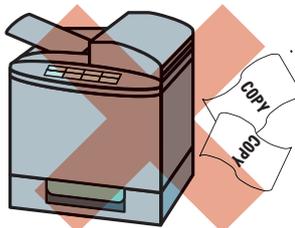
有権者による電子メールでの選挙運動

電子メールを使って選挙運動ができるのは、候補者・政党に限られます。



印刷した文書図面の頒布

選挙運動用のホームページや候補者・政党から届いた電子メールなどの選挙運動用の文書図面を、印刷して頒布してはいけません。



選挙運動期間外の選挙運動

選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません。



誹謗中傷・虚偽事項の公開

誹謗中傷や当選させない目的で虚偽事項を公にしてはいけません。



氏名などの偽り

当選させる、または当選させない目的で真実に反する氏名を表示してインターネットを利用してはいけません。



※詳しくは総務省ホームページURL<http://www.soumu.go.jp/>をご覧ください。

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ☎83-3506